

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 2 回さがみはら児童厚生施設計画見直し協議会				
事務局 (担当課)		こども施設課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 2 2 7 (直通)				
開催日時		平成 2 7 年 7 月 2 8 日 (火) 1 8 時 0 0 分 ~ 2 0 時 2 0 分				
開催場所		相模原市役所 会議室棟 2 階 第 3 会議室				
出席者	委員	8 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	9 人 (こども施設課長、他 8 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 . 開 会  2 . 議 題 ( 1 ) 児童厚生施設等の概要について ( 2 ) 子どもの権利条例について ( 3 ) 市立児童クラブを取り巻く状況について ( 4 ) 民間児童クラブへの支援の状況について ( 5 ) その他  3 . 閉 会				

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局の発言)

### 1. 開 会

### 2. 議 題

#### (1) 児童厚生施設等の概要について

事務局から資料1に沿って説明を行った。

「補助員」と呼ばれる「子育て支援員」のあり方も検討する必要があるのではないかと。予算の確保や民間への補助の上乗せ等を前提に、研修の受講を義務づけるなど制度化することで質の担保につながると考える。

放課後子ども教室は、どこで実施してもよいのか。

国は、小学校内で児童クラブに併設させるのが望ましいとしているのが現状である。市の計画においては、児童館機能のある施設で実施を拡大させるとしている。

子どもの広場が減少している要因は何か。

相続等で所有者が土地を利活用するためである。

子どもの広場は、土地の提供者にとって収益性がないということか。

固定資産税は減免されている。

プレイパークに相当するものは、市内で実施されているか。

実施されている。所管課はこども青少年課となっている。

児童館の利用対象には中高生も含まれるが、実際のところその利用は少ない。施設やイベントの充実を図り、中高生の持つ力を活かせる場として機能させることで、乳幼児等を含む全ての児童が育ちあう場としてはどうか。

児童館の利用者は小学生がほとんどである。結果的に乳幼児や中高生が利用しにくい環境になってしまっている可能性もある。

放課後のこどもセンターを児童クラブの児童が多くを占めることもある。乳幼児、小学生、中高生等の利用のすみ分けを考えることは必要なことだと思う。

児童館に児童クラブの機能を持たせることは可能か。

待機児童対策の一つとして検討はできるが、収容能力や小学校からの距離等、安全性も含めた物理的な制約があり、実現には課題が多いと思われる。

平日の児童館の開館時間を原則午後1時から5時までとしている理由は何か。

平日の午前中における主な利用対象は乳幼児等となるが、公民館区ごとに設置しているこどもセンターが十分に機能している。児童館は、設置の経過も踏まえ、午後の主な時間帯のみ、小学生を中心とした全ての児童が自由に集える場としている。なお、子育てサークル等の利用などは可能となっている。

ベビーカーで通える範囲に子育ての拠点があるべきという話題は、これまでに子ども・子育て会議でも採り上げられている。市としては今後、児童館をどのように機能させていきたいのか。児童館においても乳幼児や中高生を対象とした事業を積極的に実施していくべきとも考えられる。

施設の配置については、小学校区ごとにこどもセンターまたは児童館を配置していくというのが現在の計画である。一部のこどもセンターでは、乳幼児を対象とした「子育て広場」や「中高生の居場所づくり」といった事業を実施しており、今後も事業を拡大していきたいというのが現在の方向性である。

児童館が提供するサービス内容をどう決めてきたのか、その経過がわかれば教えてほしい。また、今回の見直しの議論の中で、乳幼児や中高生を対象とする機能をどういう風に考えて整備すべきだということは議論してよいか。

経過は確認する。児童館機能のあるべき姿についてはご意見をいただきたい。資料1については、運営主体や設置主体がどこか、を明記した形で資料を改訂して示してほしい。

## (2) 子どもの権利条例について

事務局から資料2に沿って説明を行った。

権利救済制度の枠組みについては協議会委員も知っておくべきなので、全面施行時の条文についても提供してほしい。救済窓口のあり方も含め、その制度設計に意見できるのであれば、必要に応じて意見したほうがいいとも思う。

条文は改めてお示しする。制度設計に対して意見できるかは、確認する。こどもセンター等が日常的な相談ができる場として機能することも重要。一方で、15歳以上の児童を専門に対応する「ユースワーカー」等の専門職を配置すべきといったアイデアがあっても良いかもしれない。

条例第13条にも関係してくるが、「どんな施設にしたいか」ということも含め、今回の計画の見直しにおいても子どもの意見を反映すべきである。

中高生を対象としたジュニアモニター制度等を活用した中で、子どもの声を反映していきたい。設問の原案を作成した際には、その内容についてご意見をいただきたい。

モニター制度は意見表明ができる人の「オピニオン」。意見表明がしにくい小学生前後の児童の意見を聴き取りに行く「アドボカシー」が施設の職員の責務として盛り込まれてもよいと思う。施設の職員は「子どもの意見を聴き取りに行く人」として定義できるように、研修を充実させることもできる。

子育てに関する悩みをこどもセンターのスタッフが受けとめている現状もある。今後も引き続き、こういったニーズに対応する場であるべきである。

( 3 ) 市立児童クラブを取り巻く状況について

事務局から資料 3 - 1、3 - 2 に沿って説明を行った。

( 4 ) 民間児童クラブへの支援の状況について

事務局から資料 4 - 1、4 - 2 に沿って説明を行った。

病児保育に相当する児童クラブの機能はあるか。

市内において、病気に罹った小学生を専門的に保育する施設はないものと承知している。市立児童クラブでは、学校と同様にインフルエンザ等の感染症に罹患した場合は、利用を控えていただいているのが現状である。

職員については、有資格者でも資質の向上は必要と考えている。熱意やスキル、寛容さを持った職員をいかに育てるか、子どもを尊重した対応ができるかが重要と感じている。

人材の確保について、民間児童クラブの実際はどうか。

民間児童クラブも人材の確保には苦労している。更なる福祉の視点を持てる職員を育てたいが難しい。市の研修を必ず受けるような制度があっても良いかもしれない。

他の自治体では児童クラブの運営を始める社会福祉法人が増えている。一方で、相模原市でその割合が低いのは、インセンティブが働いていないからであろう。

他の自治体との違いはどこなのか、具体的な要因を探るべきである。

児童クラブの制度自体が多義的であるがゆえに、相模原市の児童クラブとは何かを具体的な基準で定めるのか、その基準を満たさないと補助金を交付しないとすのか、あるいは児童クラブを行えば交付するのか、考える必要がある。

市立と民間との育成料の差が大きいことも一つの要因かもしれない。市立でも民間でも基準を設けることで最低限受けられるサービスが同じになれば、保護者の負担する金額が同額でもよいのではないか。

民間のサービスが多種多様の中、今回の計画の見直しにおいては、児童クラブの待機児童の解消が最優先課題と考えている。

待機児童数が増加している中では、場所の確保が課題である。本市と他市の状況を比較すると、本市は全体の児童数の減少傾向が緩く、小学校に余裕教室が生まれにくくなっている。学校のセキュリティの確保などを前提に、校内の特別教室の放課後活用も視野に入れて検討する必要がある。

働く人材も不足している。解決に向けては処遇の改善が求められているのかもしれない。それと同時に、職員の質を確保する研修のあり方も含めて、県の研修を踏まえ検討していかなければならない。

さらなる民間活力の参入も促していく必要がある。直近の 5 年間の緊急対策として、保育園や幼稚園への併設等も視野に、民間児童クラブの運営を検討してもらえるようなインセンティブが働く制度設計を検討する必要があると考えて

いる。

前回は最低基準とあるべき姿はわけて考えるべきという意見があったが、児童クラブは子どもが生活する施設であり、塾の機能とは分けて考える必要がある。私塾として提供されるべきサービスには補助金は投入できない。

子どもの生活を保障するための最低基準を満たした場合には、きちんと補助金が支払われ、さらに市が望ましいとするサービスが提供される場合には上乗せで補助金が支給されないインセンティブが働かない。

受入児童数を増やすとともに、子どもが生活するうえで最低限確保されるべき質を担保できるような議論をしていきたい。

優先順位をつける必要がある。待機児童対策のための空き教室がないのであれば、今ある児童厚生施設等を児童クラブに転用するのか、民間のインセンティブが働くようにするための補助金制度の充実を図るのか、さらには公設民営とするのかなど、具体的な数字も示していただいた上で、取捨選択し、あわせて質の担保も検討しなければならない。

喫緊の課題が待機児童対策であることは認識するが、量の確保だけにとらわれて、質を無視することはできない。

次回は、児童クラブのみについて意見出しをすることとし、直近の課題、展望、最低基準にあたるもの、あるべき理想論を整理して、各委員が意見を持ち寄ることとしてよいか。

異議なし。(全委員)

#### (5) その他

次回の会議は、10月19日に開催を予定する。

### 3. 閉 会

さがみはら児童厚生施設計画見直し協議会委員出欠席名簿

(五十音順)

氏 名	所 属 団 体 等	出欠席
岡 健	大妻女子大学家政学部児童学科 教授	出席
金 子 和 蔵	相武台第3児童館 館長	出席
神 谷 哲 郎	ペパーソンインターナショナル株式会社 代表取締役	出席
郡 秀 一	公募市民	出席
高 野 朝 枝	相模原市立小学校長会 委員	欠席
羽 賀 厚 仁	根小屋小学校放課後子どもプラン 主任児童育成指導員	出席
平 正 充	二本松こどもセンター 館長	出席
堀 田 剛	相模原市学童保育連絡協議会 会員	出席
若 林 由 美	相模原市立小中学校PTA連絡協議会 副会長	出席